

Monthly Book OCULISTA No.43 「色覚異常の診療ガイド」

正誤表

本書におきまして下記の文章に誤りがございました。著者の先生、ならびにご関係の皆様
に深くお詫びし、訂正申し上げます。

2019年7月2日 株式会社全日本病院出版会

p.38 左段 12行目

誤) 文部科学省は、平成 28 年(2016 年)4 月 1 日より、学校保健安全法施行規則の一部改正
として、色覚異常に対する学校での取り組みの強化、保健調査での色覚の項目の追加や任
意での色覚検査を推進するように通達した。

正) 文部科学省は、学校保健安全法施行規則の一部改正として、平成 28 年(2016 年)4 月 1
日より色覚異常に対する学校での取り組みの強化、保健調査での色覚の項目の追加や任意
での色覚検査を推進するように通達した。